

関係医療機関等の長 様

岡山県保健福祉部健康推進課長
(公 印 省 略)

令和2年度岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等
設備整備費補助金に係る事業実施計画の提出について

平素から、感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染患者増加等への対応に必要な体制を強化・整備することを目的として、新型コロナウイルス感染症の対応に当たっていただく医療機関等を対象に、岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金交付要綱の規定に基づき設備整備補助事業を実施いたします。

つきましては、貴機関において、当該補助事業に係る令和2年度の事業実施計画がありましたら、実施計画書及び関係書類を提出してください。

記

1 補助対象事業（詳細は別紙「概要」を御参照ください。）

令和2年4月1日から令和3年2月28日までに完了する次の事業に該当する設備整備等。ただし、使用料や賃借料については、下記5（1）イただし書きを参照ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業（以下「入院医療機関整備事業」という。）
- (2) 帰国者・接触者外来等設備整備事業（以下「外来等整備事業」という。）
- (3) 感染症検査機関等設備整備事業

2 提出先・提出期限

次のとおり電子媒体（下記3（2）、（3）のみ）及び紙媒体（全ての提出書類）をそれぞれ提出してください。

電子媒体提出先：E-mail:kansen@pref.okayama.lg.jp

紙媒体提出先：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班あて

提出期限：令和2年6月19日（金）まで

3 提出書類（各1部＋（2）、（3）については電子媒体（メール）も併せて提出）

- (1) 岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金に関する

事業実施計画及び関係書類の提出について

(第1号様式)

(2) 設備整備事業実施計画書 (別紙1)

(3) 設備整備事業経費所要額調書 (別紙2)

(4) 添付書類

ア 共通：予算書(見込書)抄本、カタログ(写)、見積書(納品書、領収書)(写)

イ 個人防護具を整備する場合：必要数量(上限数量)積算資料(任意様式)

※下記5(2)ア(イ)を参照

ウ 初度設備を整備する場合：「新設・増設した病床の状況が分かる写真」又は「新設・増設を予定している場所(箇所)の写真又は図面」※下記5(3)アを参照

エ その他参考となる書類

※ 様式等はホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/661947.html> からダウンロードしてください。

※ 作成に際しては下記5及び別添「記入例」を参考にしてください。

4 今後の予定

提出された事業実施計画の内容を確認の上、国からの交付決定(6月予定)後に、補助対象経費に係る補助内示額をお示しする予定です。

なお、その後の補助金交付申請書の提出等については、別途お知らせします。

5 留意事項

(1) 各事業共通

ア 当該補助を受けた医療機関等は、本県の要請に応じて新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供や検査に協力していただくこととなります。

特に、上記1(3)感染症検査機関等設備整備事業により検査機器を整備する場合は、県全体の検査体制の強化を図る観点から、自院の検体検査だけでなく、他機関で採取された検体の検査も行っていたいただくことを想定していますので予め御承知おきください。

イ 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに事業を完了するもの(設備を整備し、支払いまで完了したもの)が対象となります。ただし、リース等に係る使用料や賃借料については、令和3年3月末までに支払ったもの(令和2年3月31日以前分及び翌年度分は除く。)までを対象にすることができます。

ウ 令和2年4月1日以降であればいつでも整備に着手することができますが、当該事業の補助対象設備となっていないものについては補助金を交付することはできませんので御留意願います。

エ 補助対象設備に当たるか否か等不明な点がある場合は、下記あて先まで御相談ください。なお、判断に当たってカタログ等を御用意していただく場合があります。

オ 事業完了後の実績報告書には、当該補助金で整備した設備や新たに初度設備を整備し確保した病床の状況が分かる写真(上記1(1)において初度設備費の補助を受けた場合に限る。)を添付していただきますので、適宜御準備ください。

(2) 入院医療機関整備事業、外来等整備事業共通

ア 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

(ア) 整備に当たっては、別添の各品目の規格に関する一例を参考にしてください。

(イ) 必要数量（上限数量）は、医療機関の規模や医療従事者数、病院機能、受入病床数等により異なるため、整備を計画している医療機関における「新型コロナウイルス感染症患者等（以下「患者等」という。）への対応に必要な数量で、かつ、今年度中に消費する数量（備蓄を含まない）としますので、各院において自院における必要数量（上限数量）を積算し、その積算資料（根拠となる計算式等：任意様式）を添付してください。

イ 簡易病室・簡易診療室（以下「簡易病室等」という。）及び付帯する備品

(ア) 簡易病室等とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものである、患者等に入院医療等を提供する病室・診療室をいいます。

(イ) 付帯する備品とは、患者等に入院医療等を提供するために必要であって、簡易病室等と一体的に整備するもの（例：エアコン、トイレ、手洗い）をいいます。

(ウ) 短期間での撤去・処分が予定されている場合は、購入ではなく、リースでの対応を御検討ください。

(3) 入院医療機関整備事業

ア 初度設備費

(ア) 患者等受入のため、令和2年4月1日以降に受入病床（受入可能な体制を整えた病床）を新設・増設した（する）場合のみ対象になります。

(イ) 新設、増設に伴う初度設備（必ず必要なものとして説明可能なものに限る。）を購入するために必要な需要品（消耗品）や備品（4月1日以降に購入したもの。）が対象になります。

(ウ) 事業実施計画書には、「新設・増設した（する）病床数（例：3床（1→4））」「整備（予定）年月日」「整備内容」及び「初度設備が必要な理由」を記入し、併せて、既に整備している場合は「新設・増設した病床の状況が分かる写真」を、今後整備する予定の場合は「新設・増設する予定場所（箇所）の写真又は図面」を添付してください。なお、事業完了後の実績報告書にも、新たに整備を行った病床の状況が分かる写真を添付していただきますので御留意ください。

(4) 外来等整備事業

ア HEPAフィルター付き空気清浄機

陰圧対応可能なものに限ります。

※本通知及び様式、交付要綱等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.okayama.jp/page/661947.html>

（あて先）〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班

TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283 E-mail:kansen@pref.okayama.lg.jp